



# 特集 1

---

ユニオン運動の形成と現状

## はじめに

二〇〇〇年代に入り、日本社会の格差と貧困、ワーキングプアの存在が誰の目にも明らかになるなかで、ユニオン運動は社会的に注目されてきた。とりわけ、〇八年秋以降の派遣切り、非正規切りの嵐が吹き荒れるなか、全国各地のユニオンは非正規労働者たちを支える受け皿として重要な役割を果たした。

本特集の課題は、これらのユニオンにはどのようなタイプがあるのか、どのようにして出現し、形成されてきたのか、いかなる特徴をもち、どのような機能を果たしているのか、などを明らかにすることである。はじめに、現代日本にどのようなタイプのユニオンがあるかを整理し、本論でタイプ別にユニオンの形成とその特徴について論じていきたい。

「ユニオン」と名乗る組織には、コミュニティ・ユニオン、地域ユニオン、ローカルユニオン、地名をつけた〇×ユニオンなどがある。最近では企業別組合に「ユニオン」をつける場合もあるが、企業別組合は対象外とする。これらのユニオンは、いずれも地域に基盤をおき、企業を超えて労働者を組織する合同労組である。個人加盟を原則としつつ、企業別の支部・分会（あるいは単組）も構成組織としていく場合が多い。

現在、どのようなタイプのユニオンや地域合同労組があるのか。ここでは産業別組織に加盟する個人加盟の合同労組を原則として除外し、地域に基盤をおくユニオンや地域合同労組を対象にする。以下の五つのタイプを挙げることができる。

①主として五〇年代から七〇年代までに結成された総評全国一般に起源をもつ地域合同労組（「地域合同労組」または「従来の地域合同労組」と呼ぶ）、②「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」に加入するユニオン、③主として九〇年代以降に結成された管理職ユニオンや女性ユニオン、青年ユニオン、派遣ユニオンなど組織対象の属性を限定したユニオン、④連合の「地域ユニオン」、⑤全労連の「ローカルユニオン」。なお、これらのタイプ分けは必ずしも厳格ではなく、相互に影響し合い、オーバーラップしている部分がある。

以下、第一章は、①の地域合同労組について、主に全国一般労働組合に焦点をあて、その発展から後退の原因を述べる。第二章は、②のコミュニティ・ユニオンの形成と発展、その特徴であるネットワーク型運動の展開について明らかにする。最後に全労協系の地域合同労組についても述べる。第三章は、連合の組織拡大方針や④の地域ユニオンの現状、地域労働運動強化への路線転換について述べる。第四章は、全労連の組織拡大方針と⑤のローカルユニオンの形成と実態を明らかにする。第五章は、その後のユニオン運動の展開と反貧困ネットワークや年越し派遣村への合流について述べる。

## 第一章 地域合同労組運動と総評全国一般

### 1 総評全国一般の結成と発展

一九五五年に「全国一般合同労組連絡協議会」（六〇年に「総評

全国一般労働組合」と改称)が結成された。全国一般は、「地方組織を構成単位とする横断的統一組織として一般合同方式による個人加盟の基本線」をとった。全国一般は統一労組型の合同労組方針を打ち出し、労働三権や組合費、共済資金などを地方本部に集中していく方針をとり、中小の企業別労組の連合体である「中小労連」方式を脱して個人加盟原則の合同労組に転換しようとした。しかし、必ずしも統一労組型が広がったわけではなく、主流は中小の企業別組合の連合体に加えて、個人加盟組織を併存させてきた。

総評全国一般は、五〇年代後半から六〇年代に地県評や地区<sup>2)</sup>の組織的支援と、配置された中小企業対策オルグ<sup>3)</sup>によって、地方組織を形成していった。六〇年代を通じて、総評全国一般の各地方組織は組織を拡大し、七〇年代前半には学生運動出身者が合流した。中小企業における組織化や争議が頻発し、運動も組織もピークを迎えた。組合員数は、六〇年に六万五〇〇〇人、六五年に一〇万人を超え、八〇年頃には一二万人に達した<sup>4)</sup>。

## 2 連合結成と全国一般運動の分裂

六〇年代から七〇年代にかけて、民間大企業労働運動の主導権はIMF・JICや同盟に握られていった。総評の主力であった公務・公共部門の労働運動は、七五年のスト権ストの敗北と八一年以降の行政改革や民営化の進展に対する対応に忙殺された。その結果、総評労働運動総体の力量は低下し、中小企業における労働者の組織化に対する取り組みはしだいに弱くなった。八〇年代の労働戦線統一の動きは総評全国一般を大きく翻弄し、八九年の連合結成の

前後に、傘下の地方組織は連合加盟の「全国一般労働組合」、「全労連全国一般労働組合」、「全労協加盟の「全国一般労働組合全国協議会」の三つに分裂した。傘下の地域組織や企業別支部のなかには、分裂を契機に純中立化したり、コミユニティ・ユニオン化したり、企業内組合化していくところもあった。

同時に、連合結成前後の地方組織の再編のなかで、全国一般を支えた地県評や地区労は縮小・解散し、全国一般運動の推進力が失われていった。組合員数は八八年の分裂直前で約一〇万人、分裂後の連合加盟の全国一般は産別未加盟組織一万人の加入を受け入れて七万人を数えたが、以後、減少を続けている。〇六年には自治労と組織を統合し、自治労全国一般評議会として再編され、現在の組合員数は約三万人となっている。なお、全労連全国一般は二万九六八一人、全労協系の全国一般全国協議会は二万一〇〇七人である。全国一般を脱退して、コミユニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟した地域組織は約四五〇〇人と推定される。

## 3 全国一般運動の後退原因と新たな動き

全国一般運動の後退の原因は、①オルグ依存・属人的団結・運動の弊害、②「産別整理原則」により脱退・他産別への移行、③企業別労連の強化による脱退圧力などにある。さらに、④中小企業における労使関係の特性、⑤全国一般運動を支えた総評労働運動ならびに地県評や地区労などの縮小・解体が進んだこと、⑥石油危機以降の産業構造の転換(とくに中小製造業の衰退、第三次産業の拡大)、⑦労働市場の変化(新しい非正規労働者、とくに女性パート

タイム労働者の増加に対して効果的な対応をとれないで来たことである。

①は、組織内部の対立や分裂、弱体化を引き起こし、場合によっては世代交代を困難にして、さらなる衰退を招いた。②と③は、企業の成長や親会社（経営者、労働組合）との関係により、組合の引き抜きを発生させた。また、企業別支部自体も組合員数を増やし、自立していくと、当該支部が自主的に、または経営側からの働きかけによって、合同労組から脱退していく動きも出てきた。④は、中小企業の経営が不安定で労働者の流動性も高く、安定的な労使関係を形成することの困難さとして現れた。さらに、不安定な経営状態や使用者の反組合的傾向により労働争議も多発し、組織を存続させることすら困難であった。⑤については、連合結成が決定的打撃となり、それまでの全国一般の存立基盤が解体されるに至った。⑥に関しては、石油危機以降、中小製造業の衰退や、地方や海外への移転が起きて組織が縮小していくのに第三次産業の組織化が追いつかなかった。⑦については、全国一般運動の主な担い手が中小企業の正規労働者であり、非正規労働者の組織化に関しては必ずしも効果的な取り組みを展開できなかった。

他方、八〇年代に入ると、労働相談活動が各地の地区労で取り組まれ、相談に来た未組織労働者のために団体交渉を行う受け皿として、「ユニオン」を名乗る新しい地域合同労組が結成されていく。これが、後に「コミュニティ・ユニオン」と名づけられる労働組合である。これらの動きに対して、全国一般の地方組織のなかにも労働相談活動を積極的に取り組むところが出てきた。新たな事態に対応しようとした地方組織は、非正規労働者や第三次産業の労働者を

組織したり、全国一般を脱退してコミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加入したりして、組織と運動のあり方を変えていった。こうして、従来の地域合同労組の一部においても「ユニオン化」が進んでいった。

## 第二章 コミュニティ・ユニオンの出現と ネットワーク型運動の形成

### 1 コミュニティ・ユニオンの出現

中央で推進される労働戦線統一に対して、当時の地原評・地区労働のオルグや活動家たちの間に、地域労働運動が継承されていくのかという強い危機感が広がっていた。<sup>10</sup>総評は、地域の活動家たちの声に応じて「地域労働運動を強める全国集会」を毎年（七〇年代後半から八八年まで）開催する一方、労働市場の変化に対応して、七九年に「パートタイム対策委員会」を設置、八一年に「パートタイムの組織化によせて」という組織方針を出し、八四年の大会では「六〇〇万総評構想」を打ち出した。しかし、総評は労働戦線統一への対応に追われ、本格的な推進体制を組めなかった。

これらの動きに刺激されながら、地域労働運動の担い手たちは地域から労働運動の再生を模索する。その一つの取り組みとして、いくつかの地区労や地域合同労組は未組織労働者の労働・生活相談活動をスタートさせた。八一年に葛飾区労協と全国一般南葛一般（現

在の東京一般)が始めた「パート一〇番」は、全国各地に拡がった。パートだけでなく一般の労働者からの相談が増え、電話では解決できない問題が次々と寄せられた。既存の企業別組合では取り組めないパートや社外工、不安定雇用労働者などの問題を取り上げるのに、団体交渉権を活用していくのが有効であった。

相談者が滞留し、ミニ労働組合の結成が進んでいく。その受け皿として、地区労を基盤に新たに地域合同労組を結成する動きが出てきた。地区労や県評の支援を受けて、八三年に「ユニオンひろ」<sup>12</sup>「石川勤労者ユニオン」が、八四年に「江戸川ユニオン」が結成される。後に高木郁朗らが「コミュニティ・ユニオン」と名づける新しい地域合同労組運動が始まった。これらの取り組みは「地域労働運動を強める全国集会」を通じて全国に伝わっていった。連合結成にあわせて、従来の地県評・地区労の解散が日程に上がり、実際に縮小・解散が進む八〇年代後半から九〇年代前半に、全国各地でコミュニティ・ユニオンの結成が進んだ(八七年一月現在三一ユニオン、九三年八月現在六四ユニオン)。

総評解散により「地域労働運動を強める全国集会」が八八年をもつて終了したため、翌八九年に各地のコミュニティ・ユニオンの有志が集まって、第一回コミュニティ・ユニオン全国交流集会在が弘前で開催される。翌九〇年の大分での交流集会上で「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」が結成された。

## 2 コミュニティ・ユニオンの実態

「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」(以下「全国ネット

ト」という)に加盟するユニオンは、一〇年二月現在、三〇都道府県に七一ユニオンで、組合員総数は約一万五〇〇〇人になる。コミュニティ・ユニオンの活動実態は大変多様である。以下では、ユニオン当事者による報告や研究者による事例研究などを踏まえながら、重要な点を指摘しておきたい。

### (1) コミュニティ・ユニオンの設立の経緯と類型

設立の経緯などをもとに類型化すると、大きく三つに分けられる。

第一は、旧総評時代の地区労を基盤に結成されたユニオンである。「ユニオンひろ」(二〇〇人)や「八王子ユニオン」(一〇四人)、「大分ふれあいユニオン」(八一四人)、「江戸川ユニオン」(二八一人)、「神戸ワーカーズユニオン」(二七五人)、「武庫川ユニオン」(約四〇〇人)、「おおだてユニオン」(二七五人)などが挙げられる。また、地区労働散前夜に、その後の地域運動や未組織労働者組織化の受け皿として、地区労(傘下の加盟組合)や地域の活動家たちの支援を受けながら結成された「江東ユニオン」「すみだユニオン」などもある。これらのユニオンは、地区労の解散により存続の基盤をどこにおくのが問われた。おおだてユニオンや「ユニオン福岡」(↓連合福岡ユニオン)は基盤を連合に移して組織を維持している。他のユニオンについては、地区労働散に伴い自立化を迫られた。「大分ふれあいユニオン」や「武庫川ユニオン」のように組織拡大を進め、活動を維持・拡大しているユニオンもあるが、停滞しているところもある。

第二は、全国一般から分かれた地域組織や、産別傘下の合同労組

として結成されたユニオンである。全国一般から分かれてきたユニオンには「札幌地域労組」(二七三二人)や「東京ユニオン」(九〇〇人)、「ユニオンみえ」(五〇二人)<sup>(18)</sup>などが挙げられる。いずれも企業別分会を抱え、他の類型のユニオンに比べて組織規模が大きい。産別傘下のユニオンとしては、全造船関東地域協議会傘下の「神奈川シティユニオン」が挙げられる。

第三は、市民運動や女性運動から形成されてきたユニオンである。「北摂地域ユニオン」(六五人)、「女のユニオン神奈川」(四人)<sup>(19)</sup>などが挙げられる。北摂地域ユニオンは、地域の生活者としての市民運動の一部としてユニオン運動を抱え込んだものである。女のユニオン神奈川は女性運動(「NPOかながわ女のスペースみずら」)のなかから、職場のセクシユアル・ハラスメントをはじめとする女性労働者が抱える労働問題の解決のために結成されたユニオンである。

## (2) 実態と活動内容

出自が様々であるので、各ユニオンの実態や活動内容も様々である。全国ネットは「コミュニティ・ユニオン全国の組織と活動」調査を毎年行っているが、個別ユニオンのデータを公開していない。〇六年調査については、「これが二〇〇六ユニオンの平均像」として、調査に回答した二六都道府県の四四ユニオンのデータの平均値を示し、平均的なユニオン像を紹介している。<sup>(20)</sup>

ユニオンの結成は一九九二年。組合員は現在二〇八人。昨年より組合員が増えています。男女比は男性が六〇%で女性が四〇%です。支部(分会)が八つ。支部に所属している組合員は三五%です。非正規職で働く組合員が三

五%です。パートは一割、派遣が一割、移住(外国人)労働者が一五人ほどいます。入会金が三〇一九円、組合費が一二二八円、共済が五六九円です。年間予算は六八三万円。何とか専従者を一人配置しています。事務所は単独では無理なので、共同事務所です。執行委員は一三人で、執行委員会を月一回開いています。組合員とユニオンを結ぶ会報を毎月発行。ホームページも開設しています。メール通信も始めようかと検討中です。

このように、数十人から二〇〇/三〇〇人規模、専従者は一人、組合費は一〇〇〇円が平均的なコミュニティ・ユニオンのありようである。同調査によれば、札幌地域労組の組合員数が二七三二人と他を大きく上回り平均値を押し上げているが、中央値が八五人、二〇〇人以上が一〇ユニオン、一〇〇人台が一〇ユニオンなので、半数は一〇〇人以下の規模である。組織は、ユニオン運動に情熱を捧げる専従者とボランティア活動家たちが存在しないと存続もおぼつかない脆弱さをもつ。それゆえに、多数のユニオンは地域にネットワークを張りめぐらし、様々な人々や他の労働組合、市民団体の協力や支援を受けて存続している。

コミュニティ・ユニオンの主要な活動は、労働・生活相談や相談解決のための使用者との団体交渉、組合づくり、組合員同士の相互交流や教育文化活動、全労済などと連携した共済活動、労働金庫の活用、ワークアズコレクティブなどの事業活動、地域の市民運動や地方議員などとのネットワークの形成である。

## (3) 下町ユニオンの事例<sup>(21)</sup>

下町ユニオン(東京東部地域ユニオン協議会)は、江戸川ユニオン、江東ユニオン、すみだユニオンの協議会である。江戸川ユニオンは、八四年に江戸川区労協によって結成された。江東ユニオン

は、八八年解散直前の江東区労協の協力を得ながら、区労協傘下の組合とその活動家、地域の市民運動活動家の協力や参加を得ながら結成されている。すみだユニオンも、解散直前の墨田区労連や傘下の組合の支援を受けながら九一年に結成された。九八年、三つのユニオンは、江戸川・江東・墨田の三区だけでなく、東京東部地域全体へ活動領域を広げて、相互に協力・支援しながら労働相談や組織化、争議支援などの運動を進めることを目的に、下町ユニオンを結成した。月刊の機関紙発行や学習会、交流活動などは下町ユニオンが主体となり、三ユニオンの持つ資源を有効活用して活動を進めている。江東ユニオンとすみだユニオンはそれぞれ一人の専従を置いて、下町ユニオンの活動を含めて担っている。すみだユニオンの専従である岡本哲文は全国ネットの事務局長を兼務している。下町ユニオンは、神奈川シティユニオンや東京ユニオンなどと「コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワーク」を構成し、争議支援の一日行動を定期的に取り組んでいる。

下町ユニオン全体の組合員数は約二六〇人（最も多いのは江東ユニオン一三九人<sup>22</sup>）で分会数は六つ（うち三分会が介護関係）、約一割が外国人組合員である（過去には資格外就労の外国人労働者も多かったが、現在は日系人や日本人の配偶者が多い）。使用者に組合加入を通知（公然化）している組合員は、分会所属の組合員や問題解決のために使用者に通告した個人加盟組合員で、全体の三割弱だという。残りは非公然の個人加盟組合員である。非公然組合員の多くは、労働相談をきっかけに加入し、問題解決後、別の職場に移ってもそのまま組合員として残留している人たちである。その一部は学習会や交流会などの活動に参加しているが、大多数は組合費を払

い続けているだけである。このような組織実態を見ると、労働組合法を活用して、問題解決の一つの方法として労使交渉を行う機能をもっているが、実態は労働市場を規制する労働組合ではなく、会員制のNPOや社会運動団体に類似しているともいえる。

労働相談活動では、〇七年度（〇七年六月一日から〇八年五月三十一日）に二〇四件、〇八年度に一五七件の電話相談を受けた。主たる内容は、労働条件、賃金不払い（時間外や解雇予告手当を含む）、退職強要や解雇である。第三次産業からの相談が多く、非正規労働者からの相談が半数を占めている。〇七年度に三分会が結成され、新規加入者は労働相談による加入者を含めて、〇七年度が七六人、〇八年度が六七人である。また、企業別分会とは別に、ケアワーカーズユニオンとビルメンテナンసుユニオンを設置し、業種・職種に特化した交流会やネットワークづくり、職場レベルの組合づくりや個人加盟組合員の組織化に取り組んでいる。

地域のネットワークづくりには熱心で、組織内から江東区議を一人、その議員と統一会派を組む議員一人、墨田区でも議員一人を積極的に支援して協力関係を持ち、市民運動と連携しながら地域の問題や政治的社会的課題への取り組みを進めている。下町ユニオン事務所近隣にある「東京労働安全衛生センター」と「ひまわり診療所」とは、長年にわたり協力関係を築いている。なお、三地区労とも解散したが、地域共闘組織として存続している「江戸川地区労協センター」や、地区労解散後に新たに結成された地域共闘組織である「江東労組連」や「墨田区労組連」から支援を受けている。

### 3 ネットワーク型運動の形成と展開

#### (1) 労働相談を出発点に新たなネットワーク形成へ

未組織労働者からの労働相談は地域社会との接点であり、これはコミュニティ・ユニオンにとつてはもちろんだが、従来の地域合同労組にとつても同じことである。どんなに小さなユニオンでも、相談窓口を開いていれば、年間数十件から数百件の労働生活相談を受ける。数多くの相談に対応すると、地域の未組織労働者たちがどんな課題や問題に直面しているのかがおのずと見えてくる。労働法制や企業の人事労務政策が変われば、新たな問題が相談として持ち込まれ、ユニオンは相談を解決するために悪戦苦闘する。労働争議になれば、争議解決のためにあらゆる方法を駆使し、使用者に対して創意工夫して闘う。小さなユニオンで対抗できなければ、地域や全国ユニオン、労働組合の支援を受けて闘う。これがユニオン運動の日常である。

そのなかから、何が問題であり、政府や使用者に対して何を要求しなければならぬのかが見えてくる。新しい労働者を組織し、新しい課題を組合のなかに取り入れ、問題を解決するために積極的に社会へも発信していく。一つひとつのユニオンは小さくとも、問題や課題を解決するために課題別につながり、ネットワークを形成して、地域や全国へつながっていく指向性を強くもっている。既存の産別や企業別組合が産业内や企業内に自己完結し、社会的存在感を失っていったのとは対照的である。

ネットワーク型運動の出発点はコミュニティ・ユニオン全国ネットワークであり、それがモデルでもある。従来の労働組合組織とは異なり、中央と地方組織に上下関係があるわけではない。各地の自立したユニオンが、地方ごとに、あるいは全国に、ゆるやかにネットワークを形成し、年一回の全国交流集会を中心に相互交流や協力・支援を進めてきた。

他方、八〇年代から九〇年代に従来の地域合同労組の一部も積極的に労働相談に取り組み、新しい労働者の組織化やネットワーク型の運動をつくらうとした。そして、課題別ネットワークや労働基準法や労働者派遣法改悪反対闘争などを通じて、合同労組とユニオンとの交流や連携、合同労組のユニオン化が進んだ。以下、合同労組とユニオンを区別せず、九〇年代以降に広がる新しい領域の組織化とネットワーク型の運動に焦点をあてて検討していきたい。

#### (2) 新タイプのユニオンの登場

——管理職ユニオンと女性ユニオン

九〇年代半ばに、従来の地域合同労組のなかから新しいタイプのユニオンが登場した。全労協全国一般東京労働組合に「東京管理職ユニオン」（九三年結成、四五〇人、現在は東京労組を脱退し、全国ユニオンに所属）と「女性ユニオン東京」（九五五年結成、二五〇人、現在は東京労組を脱退し、純中立）が結成された。東京労組は、総評全国一般東京地方本部北部支部と三多摩支部が統合された組合であるが、他の独立系の地域合同労組を統合しながら組織拡大を進めてきた。そこに集まってきた活動家たちが労働相談活動にかわり、当時リストラのターゲットとなっていた管理職や女性たち



を対象としたユニオンを結成した。

### (3) 外国人労働者の相談・組織化

八〇年代後半から急増していたニューカマーの外国人労働者については、八七年に「アジア人労働者問題懇談会」「カラバオの会」などが発足して市民による支援運動が先行した。八八年に江戸川ユニオンと江東ユニオン、東京ユニオンなどは「CALNETネットワーク」(現在は解散)を結成し、外国人労働者相談を開始し、少しずつ組織化が始まった。九一年には、「全統一労働組合」がバンクラデシユの外国人労働者の労災相談をきっかけに、南アジア系やアフリカ系の主として資格外就労の外国人労働者に対する労働相談と組織化を進めるようになり、九二年に外国人労働者分会(FWBZ)を設置した<sup>(25)</sup>。また、同時期に神奈川シティユニオンは地元のカトリック教会や神奈川労災職業病センターとも連携しながら、韓国人やフィリピン人(以上は主に資格外就労)、日系ペルー人、日系ブラジル人などに対する労働相談や組織化を進めていった<sup>(26)</sup>。

全統一労組と神奈川シティユニオンは、以後、数百人規模の組織に成長した。両組合は九三年に「生活と権利のための外国人労働者行動実行委員会」を、「全国一般労働組合東京南部」(七〇年代半ばから外国人語学教員や技術者などの資格就労外国人労働者の組織化を進めてきた組合)や「全労協全国一般東京労働組合外国人労働組合」(FLU、九二年に結成され相談・組織化を進めていたが、現在は解散、および東京労働安全衛生センターとともに結成した。以後、毎年春闘にあわせて、資格外就労を含む一〇〇人を超える外国人組合員を動員し、外国人労働者一日行動を取り組むようになって

た。一日行動では、争議や個別紛争状態にある企業に対する抗議行動や中央省庁への要請行動を行ってきた。権利侵害されてきた外国人労働者たちが、日本社会に対して公然と声を上げ、政府に要請し、マスメディアで報道された点で画期的な取り組みであった。〇五年以降は、「マーチ・イン・マーチ」が、外国人労働者自身が雇用保障と平等を求める行動として、毎年取り組まれている。その他のユニオンでは、大阪の「ゼネラルユニオン」やユニオンみえ、武庫川ユニオンなどで数百人規模の組織化が進んでいる。

外国人労働者を支援するネットワークには、九七年に結成された「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)がある。移住連には、全国各地の様々な支援団体(市民団体やカトリック教会系の組織)と外国人労働者の相談・組織化を進める地域合同労組やユニオンが加入している。移住連は、隔年の全国フォーラムの開催や情報交換・交流活動、政策推進、政府・国会対策などの活動を活発に進めている。サブネットワークとして九九年に立ち上げられた「外国人医療・生活ネットワーク」「外国人研修生ネットワーク」「女性への暴力プロジェクト」は、移住連の枠を超え、それぞれ独自の活動を展開している<sup>(29)</sup>。

### (4) 非正規労働をめぐるネットワークの形成

——労基法改悪NO！ 共同アピール運動

非正規労働者の分野では東京ユニオンが中心になって、九一年に「派遣労働ネットワーク」を結成した。女性労働運動との関係では、九四年に「女性のワーキングライフを考えるパート研究会」が、九五年には「変えよう均等法ネットワーク」が誕生する。パー

ト研究会は、九三年に制定されたパート労働法に実効性がなく、均等待遇が入っていないため、その改正を求めて発足した。東京ユニオンや大阪の「せんしゅうユニオン」をはじめ、ユニオンや女性運動関係者が参加した。パート法の改正と九四年に採択されたILOパート条約の批准を求めて、実態調査やアンケート、学習会、署名運動、自治体の意見書採択などの活動を行ってきた。<sup>30)</sup>

均等法ネットワークは、九五年の北京会議へ向けて女性労働運動活動家たちが集まったことと、昭和シェル石油の野崎光枝さんの賃金差別の是正を求める裁判闘争支援、「働く女性の弁護士」の結成などを契機に、不十分な男女雇用機会均等法の改正を求めるネットワークとして発足した。ヨーロッパやニュージーランドなどの調査や学習会、シンポジウム、国会議員への働きかけなどに取り組んできた。九九年の均等法改正以後は、「均等待遇二〇〇〇年キャンペーン」「均等待遇アクション二〇〇三」「均等待遇アクション21」に引き継がれている。<sup>31)</sup>

九七年には、弁護士や研究者、ユニオンや合同労組の活動家たちが呼びかけ人となり、「有期雇用労働者権利ネットワーク」が結成された（現在は活動を停止）。きっかけは、有期雇用で雇い止めが相次いでいた全国一般東南部の外国人語学講師たちの「有期雇用をなくしてほしい」という訴えであった。同ネットは、労働相談や組織化を通じて集積された有期雇用労働者の権利侵害の実態を当事者の発言を通じて明らかにし、権利確立のための政策提言を進めようとしていた。当時、日経連が「新時代の『日本的経営』」で打ち出した「有期雇用」拡大の動きや、労働省が進めようとしていた労働基準法第一四条の有期労働契約期間の上限延長の動きに対抗する

運動を創り出そうと考えていた。

九七年一〇月、前記の四ネット（派遣ネット、パート研、均等法ネット、有期ネットの四つのネットワークは「四ネット」と呼ばれていた）は共同で「労働基準法改悪に反対する共同アピール」を発して賛同を呼びかけ、労働基準法（企画業務型裁量労働制の導入や有期労働契約の上限延長）の改悪に反対し、男女共通の時間外労働の上限規制を求める「労基法改悪NO！ 共同アピール運動」をスタートした。四ネットは、それぞれ非正規労働や女性労働をめぐる課題別に、弁護士や研究者、当事者、ユニオンや地域合同労組、様々な立場の労働組合によって編成され、縦型の既存の労働組合組織とは大きく異なる横にゆるやかに広がるネットワーク型組織であった。構成員も重複しており、連携することが比較的容易であった。

九八年三〜四月には、北海道と沖縄から日本列島を縦断する「労基法改悪NO！ 全国キャラバン」が取り組まれた。地域ごとにユニオンや合同労組がコーディネーターとなつて、旧地県評や旧地区労の枠組みで取り組み、可能なところは連合・全労連・全労協系の組合を巻き込みながら、四二カ所で集会やデモ、労働基準局や労基署要請行動などを行い、三週間かけて東京へ向かった。そして、四ネットが組織した日比谷野音集会（九七年一月二七日（三〇〇〇人）、九八年四月二二日（四〇〇〇人））では、初めて連合、全労連、全労協の代表がそろってあいさつした。

改悪労基法成立を止めることはできなかったものの、四ネットは非正規労働者の当事者を前面に出し、ゆるやかなネットワークを活用しながらこまめに動き回り、潮流の枠を越えた「場」をつくり、労働側総体の闘いを創り出した。各潮流をつなぐ役割として、日本

労働弁護団の弁護士たちの役割も重要であった。これは、以後の労働法制をめぐるキャンペーンや年越し派遣村につながる新しい運動の「モデル」を示すものだったといえる。

### (5) 全労協系の地域合同労組運動

全労協系の地域合同労組の全国組織は、総評全国一般から脱退した地域組織を中心に、九一年に結成された全国一般全国協議会（一万一〇〇七人）である。総評時代から全国一般に加盟していた宮城合同労組、全国一般東京南部（二五〇〇人）、全労協全国一般東京労組（二三三七人）、<sup>(33)</sup>全国一般全国協・神奈川（全国一般神奈川地連から分裂、神奈川地連は純中立化）、全国一般嘉飯山合同労組、全国一般長崎合同支部などに加え、連合加盟産別（金属機械など）から脱退してきた中小の企業別労組、純中立であった企業別組合（自立労連タカラブネ労組や由倉工業労組など）や地域合同労組（東京東部労組など）、九〇年代以降に新たに結成された大阪のゼネラルユニオンや京都ユニオンなどで構成されている。

東京の地域組織は比較的規模が大きく、積極的に労働相談や組織化に取り組み、労働争議を闘っている。全国一般南部では七〇年代半ばから語学学校の外国人教員の組織化に着手し、約四〇〇人の外国人組合員を組織している。九一年に結成された大阪のゼネラルユニオン（約五〇〇人）は語学講師を中心に外国人労働者を組織し、組合員の大多数を占める外国人労働者が組織運営の中心を担っているユニークな組合である。

その他には全労協に直接加盟する全統一労働組合（約五〇〇人）がある。八三年に電通労連（現在の情報労連）加盟をめぐって分裂

し、後に全労協に加盟した（電通労連に加盟した組織は情報労連全統一労働組合として存続）。全国一般全国協議会に加盟する合同労組は中小労連型が多いが、全統一労組は統一労組型の組織と運営体制をとっている。九〇年代前半から資格外就労を中心に外国人労働者を組織化し、移住連や研修生ネットワークなどの支援運動のなかで重要な役割を担い、九〇年代後半以降は、複数の倒産争議を闘いながら自主生産運動を継続した。その闘いを基盤に、他の倒産自主生産を闘う組合と「自主生産ネットワーク」を結成している。

全労協の組織規模は小さく、組織の過半数は都労連や国労などの公務員や公共交通部門の労働組合である。しかし、傘下の地域合同労組運動は、労働市場の変化に敏感に対応して管理職ユニオンや女性ユニオンを生み出したり、外国人労働者・移住労働者の組織化や支援運動で重要な役割を果たしたり、労働相談から新しいタイプの事例を争議として社会的に明らかにしたり、「労基法改悪NO!」などの全国的なキャンペーンでのネットワーク形成を進めてきた。

## 第三章 連合における地域労働運動強化と地域ユニオン

### 1 労働相談から地域ユニオン、そして地域労働運動強化へ

九〇年代半ば頃から不況が深刻化し、正規労働者の減少と非正規

労働者の増加、失業率の増加、組合組織率の低下が続き、九五年度以降は組合員数の絶対数も減少した。このような状況のもと、一〇〇〇万連合をめざし、自信に満ちていたはずの連合のリーダーたちの間にも連合運動の将来に対する危機感がしだいに拡がっていった。連合本部総合組織局は、組合員数の減少を敏感に感じ取り、先行的に組織拡大に取り組みはじめた。

### (1) 労働相談から地域ユニオンの設置へ

産別組合の連合体である連合の仕事は政策・制度要求であり、未組織労働者や未加盟組合の組織化は産別組合の仕事（組織化活動の積極的主体）とされていた。その一方、発足後直ちに「なんでも相談ダイヤル」を連合本部に置き、四四地方連合でも取り組みを始めた。相談を受けると、当然解決しなければならぬ。労働行政機関を使う場合もあるが、組合を結成して団体交渉をやったほうが有効な場合もある。労働相談が集積するにしたがって、少しずつ組合結成も進むが、引き受けてくれる産別組合がなければ、受け皿をどうするかが問題となる。また、総評や地県評、地区労の直加盟組合の組合員が七〇万人もいたので、連合結成後、これをどう産別整理していくか、産別整理できない組合をどうしていくかも課題となっていた。

他方、八九年度の連合発足以降、旧労働団体の地域組織は順次解散したが、連合の地域組織（都市や郡に設置される地域協議会（地協））は未整備のままであった。地協は一部の例外を除き原則として独自の会費を徴収せず、地方連合会（都道府県別に設置）からの交付金で対応する方針がとられた。地協事務所は地元の大企業労組

の事務所（地方では工場内が多い）に置かれている場合が多く、専従者もいないため組織化の受け皿になりようがなかった。

そこで、地域に何らかの受け皿をつくるのが議論され始めた。しかし、産別加盟を原則とする連合の方針があるので、新たな産別をつくることに對して、競合する全国一般などが反対した。九五年度から労働組合員数の絶対数減少を重く受け止めた連合は、九六年六月に「当面の組織拡大方針」を決定し、それにもとづき一月に「組織拡大実行計画」（三カ年計画）を策定して「地域ユニオン」の設置を方針化した。連合本部は「産別加盟原則に立ちながらも、組織化を進めるには窓口をたくさんつくる必要がある。地域ユニオンは産別加盟へ向けた「二時的止まり木」です」と反対派を説得した。同時に、産別や地方連合の組織拡大の具体的目標（合計三年間に一一〇万人）を立て、対象と役割を分担し、組織拡大推進交付金制度も設置して、組織化を推進しようとした。これらの方針化によって、組織化は産別の仕事という原則を転換し、連合本部と地方連合会が積極的に組織化に関与するようになっていく。

連合は、「地域の受け皿づくり」の議論が始まったときからコミユニティ・ユニオンの動向に注目していた。九四年に秋田で開催された「第五回コミユニティ・ユニオン全国交流集会」には、連合から鷲尾悦也事務局長が出席し、九九年には笹森清連合事務局長が全国交流集会に参加した。コミユニティ・ユニオン全国ネットワーク傘下ユニオンのうち一一ユニオンは、〇二年に「全国ユニオン」（全国コミユニティ・ユニオン連合会）を結成して連合加盟を申請する。一部の産別組織から異論が出されたものの、〇三年に連合加盟が承認された（約五〇〇〇人、〇九年連合登録人員三三五〇人）。

(2) 中央・地方アドバイザーの設置

連合が組織をあげて取り組んだ組織化の一年間の実績が八万八六〇七人にとどまったことから、九八年二月には「補強方針」が決定された。補強方針は労働相談・組合づくりのフリーダイヤル（〇一二〇一―一五四―〇五二）の設置と「新たな財政措置によるアドバイザーの配置」である。こうして、本部が「地方連合会当たり三〇〇万円を負担し、アドバイザーを配置することとなった（予算総額は年間一億五〇〇万円、地方連合会の判断で一〜二人を配置）。「総評中对オルグ」を想起させる「オルガナイザー」という言葉は使わず、「アドバイザー」とし、正規に採用すると非常にコストがかかるので、期間を二年に限定してOBを配置することとした。<sup>38</sup>その後、期間が更新され、〇九年九月現在、中央アドバイザー二人、地方アドバイザーは全都道府県に九二人が配置されている。こうして、地域で未組織労働者の組織化を進める体制が構築され、労働相談から組織化へと進む道筋がつくられた。

(3) 連合の運動方針上の転換——社会運動としての展開

組織拡大へ向けた体制づくりが進む一方、連合は運動方針の転換を模索する。連合内部の委員会での議論を経て作成された『二世紀を切り開く連合運動——二世紀ビジョン』（〇一年一〇月第七回大会の特別報告）は、労働組合運動の危機や企業別組合の限界を踏まえ、企業中心社会や市場万能主義に対して「労働を中心とする福祉型社会」を対置した。運動方針では「すべての勤労者を代表し、社会的な労働運動をすすめる」「NPO、市民団体とも連携

し、幅広い社会運動として労働運動を展開していく」などが提起された。

これらの路線は、〇三年九月、外部の弁護士や研究者、文化人らによる『連合評価委員会報告』によって評価を受けた。さらに、〇三年一〇月の第八回大会は、「組合が変わる、社会を変える」をスローガンに、危機の情勢認識のもと「連合運動の再生によって反攻勢」を呼びかけ、改革路線を展開していくことになる。

(4) 地域に顔の見える存在へ

連合改革は〇四年一〇月に出された「第二次組織財政確立検査委員会・答申」で「連合改革実践計画」として具体化された。そこで重要な点は、地域協議会改革とそれを裏づける財政の確立であった。同答申は「労働運動の社会性をより一層高めていくためには、地方連合会・地域協議会を主体に、地域社会の要請に応える活動と体制の確立が不可欠であり、その具体化を図る」として、「職域は構成組織の責任、地域における組合員・勤労者の生活全般のサービス機能は地方連合会と地域協議会の責任」と役割分担を明確にした。こうして連合は、「地域社会で頼りにされる『地域に顔の見える』存在をめざして」地協改革に着手する。<sup>40</sup>

〇五年の第九回大会で、「地域に根ざした顔の見える連合運動」を実践するために「モデル一〇〇地協」設置と財政措置が方針化された（「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」）。モデル地協構想は、既存の地協の再編統合を進め、組合員数五〇〇〇人以上を目安に、専従役員一人、職員一人を配置し、事務所をその地域の中心地（誰でも気軽に集まれる、行政の中心地である、地協の主

導性を發揮できる場所に留意する)に置くこととされた。事務所の場所を配慮するのは、従来、地元大企業の工場などに間借りしていた地協が多かったことを踏まえている。地協が果たす機能として挙げられたのは、政策提言、NPO・ボランティア団体とのネットワーク、共済、退職者の拠り所、生活相談、働く人のまちづくり、組織化・拡大活動・パート等労働者対策と組織化・交渉・中小労組支援、職業紹介などである。そして、労働組合みずからの力だけで解決しようという「自前主義」をやめて、問題解決を図る「場」として、ネットワークの中心としての役割を果たすことが期待された。

この実施計画に従って、地協数は〇五年の四八一カ所から、〇七年一〇月には三八六カ所に再編統合された。そのなかで一〇六地協がモデル地協に位置づけられ、〇六年七月から五〇〇万円の本部助成金(総額約五億円)の交付を受け、事務所と専従者が確保された。地協レベルでの組織化の受け皿として地域ユニオンの支部や「地協地域ユニオン」の設置も方針化され、設置が始まっている。他方、連合は労働者福祉協議会(労福協)と労働金庫、全労済と連携して地協に「ライフサポートセンター」を設置し、労働相談のみならず、生活相談への支援体制を確立しつつある。また、地協によつてはNPOとの連携も進んでいる。

地協は多様な地域の実情にあわせて活動を推進しているため、その実態は多様である。たとえば、「連合大阪市地域協議会」では地協事務局長が大阪市地域労福協の事務局長を兼務し、一体的に運営されている。〇八年一月から、連合大阪、労福協、労働金庫、全労済、社会保険労務士会と共同で「ライフサポートセンター」を立ち

上げ、ローテーションで相談員を置いて労働と生活全般の相談に対応している。〇八年五月からは、厚生労働省から委託を受けて「OSAKAチャレンジネット」(住居喪失不安定就労者支援センター)を立ち上げ、ハローワークやNPO「釜ヶ崎支援機構」と連携しながらネットカフェ難民の家探しや就労支援を行った。チャレンジネットに寄せられる相談は、派遣切りを反映して〇九年一月から急増しているという。その活動は、従来の連合運動の枠組みからは相当踏み出している。

さらに『地方活動フォローアップ特別委員会最終報告』(〇八年五月)は、モデル一〇六地協の活動実績を評価し、「地域に顔の見える連合運動推進」のために、さらに全国三〇〇を上限に「新地協」として強化するとし、そのために会費値上げを提起した。当初、一〇年一月から一〇円の会費値上げが提起されたが、構成組織から強い反発を受けたため、最終的には値上げの時期、金額を二段階にすることとなった。〇九年一〇月の第一二回大会で、一一年一月から五円の値上げ(現行の五〇円から五五円<sup>(4)</sup>)、一二年一月からさらに五円の値上げ(六〇円)の実施が決まった。

他方、連合は〇七年一〇月の第一〇回大会で「すべての働く者の連帯とともに働き暮らす社会をつくらう」とのスローガンを掲げ、非正規労働者への支援と連帯のために、本部に「非正規労働センター」を設置した。その後、各地方連合会で非正規労働センターの設置が進み、一〇年二月現在で二八都道府県に設置されている。

##### (5) 連合結成二〇年から次の時代へ

〇八年秋以降発生した大量の「派遣切り」に対し、自動車や電機

産業の大企業労組の一部は労使交渉を通じ、雇用期間の延長や住宅確保、人員削減数を減らすなどの成果を出した。しかし、全体としては十分に対応できず、結果として大量の解雇がなされた。連合は政策面での対応を政府へ要請すると同時に、全国ユニオンからの要請に応じて、「年越し派遣村」への支援を行った。連合の組織力を考えると十分ではなかったが、従来の路線から一歩踏み込んだ取り組みとなった。その後、雇用危機が深まるなかで、連合北海道や埼玉でのシエルターの設置をはじめ、派遣村的な取り組みや労働生活相談の充実、再就職支援セミナー、「雇用と就労・自立支援カンパ」の取り組みなどが進められた。

一〇年九月、連合の求めた政権交代が実現した。結成二〇年を迎えた第一一回定期大会（〇九年一〇月）では、「すべての働く者の連帯で……社会の底割れに歯止めをかける」「地域に根ざした顔の見える運動」「組織拡大を進め……日本社会全体で集团的労使関係を再構築する」方針が決定されたが、これらを実現する人材の確保が喫緊の課題となっている。経験豊富な団塊の世代が退任しつつあり、次世代をどのように育てていくのか、地域労働運動の担い手やオルガナイザーをどう確保していくかが問われており、連合の二〇周年プロジェクト報告も、「労働教育の推進と組合リーダーの育成」を提起している。

## 2 地域ユニオンの現状

### (1) 地域ユニオンの概要

九六年の地域ユニオン設置の方針化以後、各地方連合会で地域ユニオンの設置が進んだ。九七年三月時点で地域ユニオンは五地方連合会に設置され、組合員数一二四四人であったが、九九年九月末には二四地方連合会、六七五九人となった。以後、〇三年九月に九二三人、〇四年九月には一万一七八八人となった。〇九年九月末時点では四五地方連合会、一万五五〇〇人に達している。未設置は秋田と長崎である。秋田では、全国ユニオン秋田（おおだてユニオン）を中心に県内六ユニオンで構成）が連合秋田ならびに全国ユニオンに加盟し、連合の地域ユニオンとしての機能を果たしている。

組合員数を設置されている地方連合会の数で割ると、三四四人が平均組合員数となる。しかし、「連合ユニオン東京」（四二二〇人、九〇の企業別単組と一〇人の個人加盟組合員）と「連合北海道地域ユニオン」（三三三三人）が他を大きく上回り、全体の半数近くを占める。次に続くのは五〇〇人以上二〇〇〇人未満で、六つの地域ユニオンがある。「連合兵庫ユニオン」が九九五人、「連合山口ユニオン」が八一六人、「連合ユニオン神奈川」が七九九人、「連合大阪地方ユニオン」が六四三人、「連合ちばユニオン」が六一九人、「連合巨栃木ユニオン」が五五四人と続く。他は圧倒的に小規模であり、組合員数一〇〇人未満が二〇地域ユニオン、一〇〇人以上三〇〇人未満が一七地域ユニオンである。

多くの地域ユニオンは労働相談を通じて結成された組合の地方連合会加盟の受け皿として、便宜的に利用されている。地域ユニオンとして自主的な交流・連帯活動などコミュニティ・ユニオンの活動をしているところは、以下に紹介する札幌地区ユニオンと、傘下のパートユニオンや連合福岡ユニオンなど限られたユニオンで、それほど多くないと推定される。

### (2) 連合北海道地域ユニオン

「連合北海道地域ユニオン」は、各地域協議会に地域ユニオンを置く。地域ユニオンの規模が大きい場合、地協の下部組織となる地区連合に対応して、地区ユニオンを置いていく。たとえば、「石狩地域ユニオン」(九一九人)には「札幌地区ユニオン」(八〇六人)など六つの地区ユニオンが設置されている。最大規模の札幌地区ユニオンには四四の単組が加盟し、各単組から執行委員を出している。地区連合と連携しながら、労働相談活動を中心に地区ユニオンとしての活動を行っている。地区ユニオンに加盟する「札幌パートユニオン」(八五年結成、九九人)はコミュニティ・ユニオン全国ネットワークにも加盟している。〇九年の総選挙では、札幌地区ユニオンの書記長とパートユニオン会長であった工藤仁美を北海道比例区から衆議院議員(民主党)に当選させた。

### (3) 連合福岡ユニオン<sup>(8)</sup>

「連合福岡ユニオン」の前身は、九四年に結成された「福岡地区労センター・ユニオン福岡」である。福岡地区労が八〇年代から取り組んできた「くらし相談所」や「パート一〇番」の蓄積のうえ

に、他のコミュニティ・ユニオンの活動に学びながら結成された。しかし、九六年二月末で地区労センターが解散されたため、それに先立つ二月一日に連合福岡ユニオンに移行し、現在に至っている。同ユニオンは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークにも加盟している。一〇年二月一七日現在の組合員は三七〇人であるが、この一年の間に規模の大きな分会が会社破産や営業譲渡などにより消滅し、組合員数は減少した。<sup>(9)</sup>

連合福岡ユニオンは、福岡支部、北九州支部、管理職ユニオン、派遣労働ネットワーク、パートユニオンを傘下に置く。福岡支部は衆院選挙区ごとに一区から五区まで地域分会を置き、職場の場所でも組合員の所属分会を決めている。実質的な活動の中心は福岡支部と地域分会である。地域分会に置かれた世話役二人は、福岡支部の執行委員も兼務して運営している。職場分会は七つで、規模は一ケタ台から一番大きくても二二人である。

組合費は一・五%で下限一〇〇〇円、上限四〇〇〇円、入会金は三〇〇〇円である。労働相談事件で、組合の交渉力によって金銭解決した場合、一〇%を目途に寄附を要請している。ユニオンの専任は三人おり、うち一人はユニオン財政から、他の一人は、連合福岡労働相談センター(はたらくプラザ)と福岡地区労センター連合運動強化基金から、もう一人は連合運動強化基金だから賃金を得ている。事務所費は連合福岡労働相談センターとライフサポートセンターから出ており、ユニオンは負担していない。

労働相談は、〇八年度(〇七年九月から〇八年九月)六八九件、〇九年度が八六八件、労働相談で要求書を提出した企業が六四件(〇九年度)であった。ユニオンの志水事務局長は連合福岡労働相



談センターのアドバイザーを兼務し、連合福岡の労働相談を一手に引き受けている。○八年度は八件の労働委員会、一八件の裁判、八件の労働審判にかかわった。春闘期間には、「ユニオン春闘キャラバン」という各職場への要求提出や要請行動に取り組んでいる。学習活動としては、新人組合員研修会と市民公開労働講座が毎月定期的に開催され、機関誌が月刊で発行されている。

## 第四章 全労連における組織拡大と

### ローカルユニオン<sup>②)</sup>

#### 1 全労連の組織拡大方針と具体的な取り組み

##### (1) 全労連の結成と組織拡大

全労連は、第一回組織拡大強化全国交流集会（九〇年五月）で「二〇〇万全労連、六〇〇地方組織の確立」を組織建設目標に設定した。以後、これが現在まで当面の目標として位置づけられている。多数派を形成する職場の労働組合づくりに力点を置き、九三年から〇二年まで三次にわたる組織拡大計画をたて、取り組みを進めてきた。「地域労組づくり」についても触れられているが、未組織労働者組織化の重要な受け皿として明確に位置づけられているわけではない。八九年結成時の一三四万人から九八年の一五三万人まで、組合員数は順調に拡大を続けた。

##### (2) 組織拡大のための財政確保と全労連オルグの配置

九〇年代後半から進行する構造改革と公務部門の正規職員の減少、公務・民間を含めた非正規労働者の増加などが原因で、九八年をピークに組合員数は大幅に減少し始めた。危機感をもった全労連は抜本的な組織拡大対策として、二つの方針を決定した（〇二年七月第二〇回大会）。一つは、「組織拡大推進基金」の創設とそれを財源とする全労連オルグの配置である。もう一つは、ローカルユニオンの組織化方針である。

全労連は、組織拡大推進基金の創設によって財源を確保し、常設労働相談所の設置と専任相談員の配置、「全国的視点で組織拡大を追求する『全労連オルグ』の配置」などを行い、単産の地域組織の確立、地域労連やローカルユニオンの結成によって組織拡大を本格的に進めようとした。基金は、以下の三点から構成された。

- ① 全労連の一般会計からの繰入金……三〇〇万円（単年度）、組織拡大の財源確保に限定した単産・地方組織からの「特別会費」……
- ② 単産組合員一人月額一〇円、減額組合員三円、オプ加盟組合員五円、地方組織一円（単年度分合計約七八〇〇万円）、
- ③ 全組合員によびかける「組織拡大推進一億円カンパ」……一口一〇〇〇円カンパ。

こうして〇三年八月より基金の取り組みが開始され、〇四年七月より単産から選出された二人の全労連オルグが各ブロックに配置された。

〇六年七月の第二回大会で決定された「全労連組織拡大強化・中期計画」のなかで、「五〇〇万全労連」を基本目標に据えつつ、当面一〇年までに「二〇〇万全労連」を実現すること」が目標とな

った。同時に、地域労連の確立と専従者配置、「組織化の受け皿となる常設労働相談センター、ローカルユニオン、地方共済会」（三点セット）の確立が提起された。

○七年七月をもって、全労連オルグ二人の配置と組織拡大推進基金は終了した。組織財政検討委員会の総括報告「組織拡大中期計画の具体化にかかわって」（○七年六月十六日付）は、全労連オルグ団の配置は「専従者において組織拡大への特別の体制を確立」したことを契機に、単産、地方組織でのオルグ配置が進展し、「①団塊の世代の大量退職などの時期に、全労連全体としての組合員数の大幅な減少を回避してきたことは、『三カ年計画』の評価面であること、②組織拡大そのものが労働組合の重要な『要求闘争』であることの認識や、『特別の財政措置』を講じた組織拡大運動の重要性、単産と地方組織が力を合わせて組織拡大に取り組むことの有効性、などについての認識が共有されたこと、③『三カ年計画』によって、組織拡大運動のあらたな『種をまいた』状況を作り出したこと、などの点を積極面としてまとめることができ」と評価している。なお、全労連オルグの配置はなくなったが、二人の多くは引き続き単産のオルグや役員として所属組織の財源で雇用され活動している。

この積極的総括を受け、全労連は基金に代わる「組織拡大推進費」の新設を決定し（○八年七月第二三回大会）、組織拡大推進費を組み入れた「組織拡大推進特別会計」（○八年度から一〇年度、三年度に限定）を設置して「①全労連運動を支える人材育成のための教育活動、②全国的な運動を支える地域組織の運動と体制強化支援策、③非正規労働者の組織化促進対策、の三点に集中した対策を

講ずること」とした。特別会計の規模は、一般会計から二〇〇万円程度の繰り入れと三〇〇〇万円規模の特別会費収入を充てる。一般会計における組織活動費を従前の規模である六〇〇〇万円程度確保し、「予算の二割以上を組織対策に充てる」方針を具体化した。特別会費は、正式加盟組合員一人あたり月額三円、減額加盟・オブ加盟・地方加盟一円である。<sup>31)</sup>

### ③ 全労連の組織拡大運動の到達点

全労連は、○八年七月の第二三回定期大会で、「非正規雇用労働者全国センター」を設置した。その直後に経済危機が発生し、製造業の大企業で働いていた派遣労働者や期間工たちが次々と解雇された。その相談先・受け皿として、全労連の地方組織とローカルユニオン、JMIUなどは積極的に活動し、日比谷公園の年越し派遣村に対しても、全労連は積極的に支援体制を組んで支えた。これを契機に派遣村的な取り組みは全国へと広がり、様々な形態の生活労働相談<sup>32)</sup>が取り組まれた。また、ローカルユニオンも組合員数を急拡大させた。

○九年六月末時点で、三点セットの一つである常設の労働相談所は、宮崎県を除く四六都道府県と八五地域に設置され、専任相談員は二三五人<sup>33)</sup>配置されている。年間の相談件数は二万九〇五七件、労働相談からの組合加入は二二五一人となった。二〇〇〇年の数値（相談所設置（二二都道府県）、専任の相談員数（二六〇人）、年間相談件数（二六五〇五件）、労働相談からの組合加入（二二七一人）と比較すると、八年間で体制が整備され、相談件数が増加し、労働相談を通じた組織化が進んだことがわかる。<sup>34)</sup>

## 2 ローカルユニオンの起源と形成

### (1) ローカルユニオンとは

全労連は、ローカルユニオンを「産業・業種やどのような雇用形態に関わらず個人加盟でき、地域横断的に労働者の切実な要求の実現のために作られる労働組合<sup>55)</sup>」と定義しており、基本的に他の潮流のコミュニティ・ユニオンや地域合同労組、連合の地域ユニオンと同じカテゴリーに入る労働組合である。原則として単産に加入せず、県労連や地域労連に直接加盟している。

### (2) ローカルユニオンの起源と形成

全労連系のローカルユニオンの起源は、コミュニティ・ユニオンが出現したのと同じ時期（八〇年代前半）に、地方統一労組懇の提起によって結成された「地域労組」にある。最初の典型例は八〇年に結成された大阪の「城北友愛会」である。同会を組織した「大阪統一労組懇」は、地域労組の特徴を「誰でも一人でも入れる労働組合」「安心して加入できる労働組合」「実利を重視する労働組合」と整理している。八五年には三都道府県六六の地域労組が「全国全産業一律最低賃金制の確立をめざす地域労組全国実行委員会」を結成し、労働省交渉を行っている<sup>56)</sup>。しかし、労働戦線の再編が進むなかで、「地方統一労組懇や共産党のオルガナイザーによる支援は困難となり、大阪のいくつかの地域労組や愛知きずな、大阪地域労組などのほかは衰退、自然消滅した<sup>57)</sup>」。

八九年の全労連発足時点の地域労組は三九組織、一〇〇八人の組合員数であった。全労連は三次にわたる組織拡大計画を決定し、組織拡大に取り組み、九八年まで組合員数を順調に増やしていくが、地域労組の組合員数はあまり増えず、一〇〇〇人台で推移した。全労連が組織拡大方針のなかに、未組織労働者組織化の受け皿としての地域労組を明確に位置づけていなかった。

その後、組合員数は、〇一年には二四四九人、〇二年には三〇二〇人、組合数も八三と全労連結成時の二倍となった。〇二年七月の第二〇回大会は、「未組織労働者組織化の産業を超えた受け皿として、全都道府県で『ローカルユニオン』の結成を追求する。そのための交流、情報交換、経験や実践を学ぶ『ローカルユニオン交流会』を開催する<sup>58)</sup>」ことを決定し、全労連はローカルユニオン組織化方針を積極的に打ち出した。それまで、地域労組や地域ユニオンなど様々な呼称で呼ばれていたが、この大会で「ローカルユニオン」という呼称が定着した。

〇二年一月に、第一回ローカルユニオン全国交流集会在開催された。全労連組織局は「今までの組織論にこだわらず、未組織労働者結集に大胆な挑戦を」「広大な空白分野、中小企業で働く仲間に焦点を」と問題提起している。同時に、「『ローカルユニオン』に結集した未組織労働者は、各々の職場で一定の組織となったら産業別組織へ結集することを原則とします。従って『ローカルユニオン』は、特定の単産に所属しない地方・地域組織の直轄組織として建設することを基本とします。『ローカルユニオン』を結集して一つの単産をつくるという構想は持ちません」として、産別整理原則を打ちだした。

連合の場合も、全国一般やセンセン同盟など産別からの反対が強く、「地域ユニオンは産別加盟へ向けた『一時的止まり木』」と、産別整理原則を前面に出して反対派を説得している。全労連でも、全労連全国一般やJMIUなどからの反対が強く、なかなか方針化できなかった。全労連内部では、団結体をつくるのは職場なのか地域なのか、産業別全国組織への結集、地域結集のどちらに力点を置くのか等の組織論をめぐる論争が現在もなされている。<sup>39)</sup>

○四年の組織拡大推進基金と全労連オルグの配置、常設労働相談センター・ローカルユニオン・地方共済会の三点セット方針の確立によって、その後は確実に組合員数が伸びていく。○五年六月に開催された第三回ローカルユニオン全国交流集會の問題提起では、「ローカルユニオンは、すでにトライアル期間を経て、地域において現実的な力を発揮しうる組織として前進・定着をした」と評価している。

ローカルユニオンは、○八年秋以降の不況の深刻化、派遣切り・非正規切りが広がるなか、解雇された労働者、非正規労働者たちの受け皿として積極的に活動し、相談から組織化を進め、○八年から○九年に大きく飛躍することとなった。○九年七月末現在で一三五組合、一万三五五人に達している。

○九年六月の第五回ローカルユニオン全国交流集會の問題提起は、ローカルユニオン運動の到達点を「雇止め・解雇、偽装請負を告発し、労働者を激励する存在として地域の労働運動に影響力を発揮し」、「地方・地域組織の運動の発展を背景にローカルユニオンは新たな飛躍の時期を迎えている」としている。

### (3) 多様な組織実態

全労連・組織局作成の『全労連・ローカルユニオンの組織実態』(○九年九月一五日)をみると、ユニオンの実態が大まかにつかめる。以下、概要を要約して紹介する。

- 一三五ユニオンの活動エリアは、全県を対象としているものが三三組織、地域を対象としているものが一〇四組織。組合員数は平均七六・七人、一桁から四〇〇人台の組織がある。規模別ベスト五是、大阪・地域労連「こぶし」(四五三人)、愛知・地域労連「きずな」(四三〇人)、東京・新宿区労連「新宿一般」(四〇六人)、札幌地区労連「ローカルユニオン結」(四〇六人)、静岡JMIU西部地域支部(四〇〇人)である。三九ローカルユニオンに六一の支部分会が結成されており、職場を基礎にした活動も行われている。組合費の平均は月額八四三元、一〇〇円台から二〇〇〇円を超える組織まで様々であるが、一〇〇〇円台の組織が最も多い。労働共済加入者が全体の四五・五%、掛金の平均は二五六円、三〇〇円が最も多い。組合員全体の一二・二%がサポーター・準組合員で、約三分の一の組織がサポーター・準組合員制度をもっている。準組合員の月額会費は五〇〇円が最も多い。財政規模は年平均九六万円。専従者配置は四一・五%。配置している組織の平均は一・五六人である。地域労連や地域組織の専従を兼務、労働組合OB、年金生活者、被解雇者が多く、専らローカルユニオンの専従者は予算規模からしてきわめて少数である。ニュース発行は三五・八%で、その八割が月一回発行している。機関会議は四八・八%が月一回以上開催している。

### 3 ローカルユニオンの具体的事例

#### (1) 全労連・新宿一般労働組合<sup>①</sup>

新宿一般は、新宿区労連（新宿区労働組合総連合、約七〇〇〇人）に加盟するローカルユニオンとして、二〇〇〇年一月に結成された。新宿区労連内部で、「新時代の『日本的経営』」に関する学習・議論を進めるなかで、企業別組合中心の既存の労働組合のままでは非正規労働者、未組織労働者を組織化していくことはできないとして、誰でも一人でも入れる個人加盟の労働組合を構想し、一年余の議論の末、結成に至った。

新宿一般は、「新宿区労連加盟組合の労働者に『協力組合員』<sup>②</sup> 加重盟『組織者』」になつてもらい、そのつながりを通して未組織労働者の組織化をめざし、そうとした。新宿区労連加盟単組の執行委員クラス約五〇〇人全員に協力組合員として加入するよう呼びかけたが、目標に遠く及ばない一三〇人にとどまった。

現在の組合員数は三〇〇人で、一般組合員は一七〇人である。組合費は一般・協力のいずれも月額八〇〇円、一般組合員は加えて二〇〇円の慶弔と交通災害共済に加入することになっている。専従はこれまで屋代眞（新宿区労連事務局長・専従）が書記長を兼務してきたが、一〇年一月より地域的一般組合員である二〇歳代の男性が労働相談室長として専従になった。

重点をおいた活動は「地域に目を向けた宣伝活動」である。「毎月、『駅頭街頭宣伝』に加え、『おかえりなさい宣伝（二時から二

二時）や『地域宣伝（休日）』を行っている。労働相談は、従前は年間四〇～五〇件程度であったが、〇九年は一二〇件に急増した。新宿一般が解決に関与した場合でも、当該組合員から解決カンパを受け取らないで、加入の継続を要請している。機関紙を年間五回（〇九年実績）発行し、月一回の執行委員会の詳細な報告を送っている。学習会は年間九回（〇九年実績）開催し、情勢や運動論、英仏や韓国の労働運動をテーマにしている。文化レク活動も毎月活発に行われている。しかし、大会を含めて参加者は協力組合員が中心であり、一般組合員の参加は多くない。

新宿一般は組合員数や財政規模が小さく、新宿区労連の支援抜きには自立できず、組織のリーダーシップは協力組合員が握っている。しかし、二〇歳代の一般組合員が二年間の活動にかかわるなかで活動家として育ち、労働相談室長として専従になるなど新しい動きも出ている。また、協力組合員の活動を通じて、既存の企業別単組の活動家たちの意識や運動スタイルにも大きな影響を与えている。

#### (2) 愛労連ローカルユニオン<sup>③</sup>

愛知県下の全労連潮流の労働運動には、医療や運輸、全日自労、タクシー、全国一般、商業、金属など産別傘下の個人加盟合同労組の伝統がある。地域労組としても、八一年に結成された「愛知地域労働組合きずな」（約三〇〇人、愛労連加盟）がある。

愛労連（愛知県労働組合総連合）は、九五年頃から労働相談を進めてきた。労働組合に加入する必要がある場合は、愛労連加盟の産別に振り分けてきたが、振り分けられない事案が増えてきたので、

その受け皿として「愛労連ローカルユニオン」を〇二年七月に結成した。結成にあたって、産別からの反対はなかった。愛労連労働相談センターで受け付けた事案のうち、産別に振り分けられない、産別が対応できない、倒産など緊急対応が必要な場合にローカルユニオンに加入してもらい、労働組合として解決にあたってている。

労働相談センターの相談員は、黒島英和ローカルユニオン執行委員長を中心にOBボランティアなど六人で体制を組んでいる。労働相談は、〇七年は一三八二件、〇八年は一七八〇件、〇九年は二〇五五件と急増している。相談者は正規・非正規がほぼ半数で、相談内容を件数順に並べると、解雇、賃金・残業代不払い、退職強要、労働契約違反、労災職業病、労働条件切り下げ、労働時間・休暇、セクハラ・いじめなどが続く。

現在のユニオンの組合員数は約八〇人で、職場支部は八つある。ユニオンの執行体制は、労働相談員が三役を構成し、組合員から執行委員を選出している。加入金は一〇〇円、組合費は四ヵ月三〇〇〇円、年間九〇〇〇円で三期に分けて納入することになっている。組合財政は一〇〇万円から二〇〇万円規模で、解決カンパの金額によって大きく変動する。

このように、愛労連ローカルユニオンは、労働相談解決のための受け皿や未組織労働者を組織化して産別へ組織を渡す通過組織、産別が引き受けられない労働者たちの受け皿として機能している。この点では、既存組織の変革をも視野に入れた新宿一般のようなローカルユニオンとは性格の異なるユニオンである。

### (3) コミュニティ・ユニオン東京<sup>(6)</sup>

コミュニティ・ユニオン東京（CU東京）は、東京地評（東京地方労働組合評議会）が組織した新しいユニオンで、〇九年六月に結成された「非正規労働者や小零細企業で働く労働者を対象組合員として、地域を活動の基盤に団結する個人加盟の単一組織」である。労働相談を中心とするユニオンに対して、CU東京は共済活動に重点をおいて組織化を進めようとしている。初年度五〇〇人を目標にしているが、実際には労働相談を通じて加盟する場合が多い。

東京地評が基金から財政支援を行い、地評傘下の産別組織や地域組織の支援を受けている。地域支部の結成も準備しており、一〇年二月時点で四支部が設置されている。江東と練馬支部は既存のローカルユニオンを再編し、北と品川支部は新たに組織した。

## 第五章 ユニオン運動の新展開と 社会運動との合流

### 1 新たなユニオン運動の展開

- (1) 構造改革から世界経済危機の深化  
— 格差と貧困の顕在化

小泉政権下の構造改革の結果、失業率は四%台から五%台で高止

まりする一方、非正規労働者が全労働者の三分の一、女性労働者の半分以上を占めるようになった。同時に、若者の非正規化も進んだ。九〇年代後半の「就職氷河期」以降は、新卒で派遣やフリーターとして働くことが珍しいことではなくなった。先進国のなかでも高い貧困率（〇五年のOECD調査によると一四・九%、加盟国中第四位、厚労省〇七年調査では一五・七%）は、日本社会に大きな格差と貧困が存在していることを示した。そして、〇八年秋以降の世界的な不況は、派遣切り、非正規切りを生み出し、解雇即住居喪失という深刻な事態を生み出した。

## (2) 青年労働者の運動の広がり

このような労働をめぐる深刻な変化は、労働運動のなかに新しい動きを生み出した。連合や全労連が地域の未組織労働者の組織化や非正規労働者センターの設置などを進め、草の根レベルでも、新しいタイプの労働運動が広がりをみせ始めている。

その一つは、若者たちの労働運動である。二〇〇〇年二月に「首都圏青年ユニオン」（約三五〇人）<sup>64</sup>が結成され、第三次産業・サービス業で働く正社員を含む様々な雇用形態の青年労働者たちを組織した。また、「名ばかり店長」の訴訟を支援したり、首都圏美容師ユニオンを立ち上げたり、派遣切りされた労働者たちの支援運動を行っている。河添誠書記長によれば、「管理職ユニオンや女性ユニオンの話を聞いて、青年ユニオンもありだと思った。運営方法は女性ユニオンの方法を学んだ」「当初は企業別分会と地域別分会が混在していたが、企業別分会が企業内化してうまくいかなかったので、二〇〇六年九月の大会で地域分会に一元化した」という。コミ

ユニティ・ユニオンであったても、同一職場に複数の組合員を組織すると企業別分会や支部をつくっていくのが一般的であるので、これまでに例をみない新しい試みである。

その後、フリーター全般労組（〇四年結成、約一五〇人）や派遣ユニオン（〇五年結成、全国ユニオン加盟）、製造業の請負や派遣労働者でつくるガテン系連帯（〇六年、NPO法人）、インディーズ系（独立系）労組の立ちあげ、フリーターや派遣労働者、請負労働者の組合結成が続いている。これらの若者たちの様々な活動は、全国各地で開催されているインディーズ系メーデー（自由と生存のメーデー）として街頭で表現され始めた。数量的な比較は難しいが、九〇年代と比較すると若者たちの運動は広がり、拡大していると見るべきであろう。<sup>65</sup>

## (3) 働く女性の全国センターの結成

九五年に結成された女性ユニオン東京は、ピラミッド型の組織運営やサービス提供型、救済型のユニオン運動ではなく、フラットな組織運営や組合員一人ひとりの多様性とエンパワーメントを大切にしながら活動を進めている。〇四年から、アメリカの労働教育者たちと全国各地の女性ユニオンや女性活動家たちと共同で進めた「働く女性の日米労働教育ワークショップ」を通じて、日本の女性たちの活動に合った参加型の教育プログラムや手法を開発してきた。韓国の女性ユニオンとも継続的な交流を行っている。これらの活動を通じて、〇七年一月に全国各地の女性ユニオンや女性活動家たちのネットワーク組織である「働く女性の全国センター」（四五〇人）<sup>66</sup>が結成され、全国一斉の労働相談ホットラインの開催や女性労働者

の権利確立、裁判支援、法改正要求などに取り組み、情報交換・交流ネットワークとして活動を進めている。○八年九月には「女性と貧困ネットワーク」も結成された。

これらの女性労働運動は、意識的に参加型の組織運営や参加型ワークショップに力を入れている。このような組織運営や教育は、日本のコミュニティ・ユニオンに類似した組織であるアメリカの労働者センター (Workers Center) で意識的に行われているが、日本のコミュニティ・ユニオンでは必ずしも一般的ではない。むしろオルグ中心に組織運営が行われていることが多く、会議や教育の仕方にも十分に参加型の方法がとられていない。これは、今後のユニオン運動の活性化や世代交代にかかわる大変重要な課題だと思われる。

## 2 ユニオン運動と社会運動の合流

### (1) 反貧困ネットワークとの合流

九七〜九八年の「労基法改悪NO! 共同アピール運動」で形成された運動の形とネットワークは、○三年の全国ユニオンの連合加盟などによって一時期連携がうまくいなくなる時期もあった。しかし、○六年の「日本版エグゼクション反対共同アピール運動」では、過労死問題に取り組んできた日本労働弁護団事務局次長の栗一郎弁護士と全国労働安全センター連絡会議の古谷杉郎事務局長、派遣労働ネットワークの中野麻美理事長が呼びかけ人となり、下町ユニオンが連絡先となってユニオンや地域合同労組、連合傘下の組合、全労連、全労協などとの連携ができ、マスメディアをうまく引

きつけたこともあって法案提出を押しとどめた。さらに、○八年一月に結成された「労働者派遣法の抜本的改正をめざす共同行動」では、呼びかけ人に、従来の労働弁護団や派遣ネットワークだけでなく、反貧困ネットワークの宇都宮健児代表 (弁護士) や湯浅誠事務局長、研究者、文化人、ジャーナリストも加わった。○八年二月四日に開催された日比谷野音集会では、連合・全労連・全労協傘下の組合が潮流を越えて集まり、一三〇〇人を超える参加者を集め、九七〜九八年の労基法改悪反対集会以来の盛り上がりがあった集会となった。

「反貧困ネットワーク」は、○七年一〇月、「反貧困」を結集軸に、派遣・請負労働者、フリーター、多重債務被害者、シングルマザー、DV被害者、障がい者、病者、野宿者、外国人労働者、年金・生活保護利用者など様々な当事者たちと支援する弁護士、司法書士、組合関係者、支援者が「人間らしい暮らしを求めてつながろう」と結成された。

事務局長の湯浅誠と労働運動の出会いはそのほど昔のことではない。湯浅は九五年から渋谷で野宿者支援に関わり、○一年に設立されたNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」の事務局長として、生活困窮者の自立支援の活動を行ってきた。○四〜○五年頃から若者の相談が増え、日雇い派遣からホームレスになっていく若者たちに出会う。日雇い派遣会社がホームレス化したフリーターをターゲットに貧困ビジネスを展開していることを知り、みずからも日雇い派遣会社エム・クルーで働き、違法な派遣や偽装請負、違法天引き、低賃金の実態を知り、○七年一〇月に結成された派遣ユニオン・エム・クルー支部に参加する。前後するが、○七年一月に



青年ユニオンの河添書記長は、雑誌の企画の対談で湯浅と出会う。河添たちはそれまで労働相談をやってきたが、生活相談や生活保護申請の経験がなかった。河添は「同じような人たちを相手にしているが、方法が違う」ことに気づいたという。

○七年三月の「人間らしい生活と労働の保障を求める三・二四東京集会」の開催へ向けて、湯浅は、連合と全労連に協力要請を行った。連合からは小島茂生活福祉局長が、全労連からは伊藤圭一調査局長が要請に応えた。○七年七月の集会を経て、一〇月に反貧困ネットワークが結成された。○八年三月の「反貧困フェスタ二〇〇八」の分科会では、高木連合会長が河添青年ユニオン書記長、関根派遣ユニオン書記長と並んで発言した。しかし、このインパクトが大きすぎたため、組織内からの反発が出て、反貧困ネットワークとの関係に関する連合の方針が迷走する。一〇月の「イッキ集会」には不参加を決めるが、○九年三月の「反貧困フェスタ二〇〇九」には連合として賛同し、担当部局が企画参加した。なお、コミュニティ・ユニオンや全労協系の地域合同労組とのかかわりは、○八年三月の反貧困フェスタのころからである。

反貧困ネットワークは、○八年七月から一〇月の「イッキ集会」へ向けて「反貧困全国二〇〇八キャラバン」に取り組んだ。各地のNPOや労働組合、地方連合会や連合系の組合が主流を構成する地方労協（労働者福祉協議会）<sup>(20)</sup>などが、地域の事情にあわせた多様な形で集会や行動に加わった。

こうして、ナショナルセンターや草の根のユニオン、地域合同労組運動が反貧困運動と合流していった。<sup>(21)</sup>

## (2) 年越し派遣村の成功

○八年秋、「リーマン・ショック」の後、自動車産業を中心に輸出に依存する製造業で、一斉に「派遣切り」や「非正規切り」が始まった。労働相談に取り組む各組合は、年末に向けて大変な事態が起きつつあることに気づき始める。<sup>(22)</sup> ○八年一二月四日の「派遣法の抜本的改正をめざす日比谷野音集会」に中心にかかわったメンバーが集まって対応を検討し、急遽、役所やハローワークが閉庁となる○八年一二月三日から○九年一月五日朝まで、日比谷公園で「年越し派遣村」を開設することとなった。

その運動論上の特徴は、第一に、霞が関厚生労働省前の日比谷公園に派遣村を設置し、そこに五〇五人の入村者が集まったことによつて、事態の深刻さとセーフティネットの機能不全を可視化させた点である。

第二は、構成団体を明らかにしない実行委員会といずれの潮流にも所属しない湯浅誠が村長になったことによつて、連合や全労連や全労協、傘下の労働組合の活動家たち、ユニオンや合同労組の活動家や組合員たち、反貧困に取り組む様々なNPOや社会運動にかかわる活動家たち、そして、メディアの報道で知り、集まってきた数多くの一般の市民たちが合流し、六日間の派遣村が支えられたことである。参加した者同士の間には、集会や行動でエールを交換するのとは質的に異なる相互の関係がづくりだされた。労働運動が潮流を越えて一緒に派遣村を支えただけでなく、野宿者支援運動や反貧困ネットワークなどに集まる様々な社会運動にかかわる人々が合流したことが重要である。その結果、様々なノウハウを持つ人たちが集

まり、村民たちの多様なニーズに対応できる「総合相談窓口」が開設された。これはその後、行政を含めた労働生活相談のモデルになる。

そして第三は、年越し派遣村の経験とインパクトが、全国各地での派遣村的取り組みとして多様な形で広がり、現在も続いていることである。

### (3) 政権交代、そして……

○九九年秋、政権交代が実現し、派遣村に集まった政治家の何人かは新政権の閣僚になり、派遣村の湯浅誠村長は内閣府参事となった。<sup>(1)</sup> ○九年末から一〇年の初めには、政府のイニシアティブで東京都をはじめ一三六自治体が「公設派遣村」を設置した。<sup>(2)</sup> 旧「派遣村実行委員会」は、「年越し派遣村が必要ないワンストップ・サービスをつくる会」を結成し、東京を中心に支援活動に取り組んだ。他方、ユニオン運動が連携しながら求めてきた派遣法の抜本改正については、総選挙前の民主・国民新・社民の三党合意に及ばない不十分な政府案が準備されている。

政権交代によってユニオンと政府や政治家との関係が大きく変わり、政治的には絶好のチャンスが到来している。このようなチャンスを生かして、未組織労働者や非正規労働者の権利をどう確立できるのか、これからの課題となる。

また、政策や法制度をどう変えていくことができるのか。未組織労働者の組織化を大きく進めて、社会的存在感をどう広げていけるか。反貧困運動をはじめとする社会運動とどう連携していくのか。これまでユニオン運動の中心を担ってきた団塊の世代がしだいに退

場していくなかで、次の世代をどう育て、引き継いでいけるか。これも今後の課題である。

### むすび

以上のように、総評全国一般を中心とする地域合同労組運動、コミュニティ・ユニオン運動、ネットワーク型運動の展開、全労協の地域合同労組、連合や全労連の組織拡大方針とユニオン、ユニオン運動の新展開と派遣村への合流という大まかな流れをたどってきた。

総評全国一般のピーク時の組合員数は約一二万人であった。現在の全国一般や地域に基盤をおくユニオンの組合員数は、自治労全国一般評議会が約三万人、全労連全国一般が二万九六八一人、全労協系の全国一般全国協議会が一万一〇〇七人、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークが約一万五〇〇〇人、連合の地域ユニオンが一万五五〇〇人、全労連のローカルユニオンが一万三五五人で、すべてを合計すると一万一五四三人になる。全国一般時代と比較しても、決して引けをとらない数である。この十数年間の組合員数の大幅減少（九四年と比較して二六三万人減）を考えれば、むしろ健闘しているといえよう。

経済的には大変厳しい状況が続いている。それゆえに、未組織労働者や非正規労働者のニーズは明確だといえる。政権交代の絶好のチャンスを利用しながら、様々なネットワークを有効に活用し、戦略的攻勢的なユニオン運動をどう展開できるか、社会に何を発信し続けることができるかが、今後のカギとなるにちがいない。

【注】

- (1) 沼田稲次郎編『合同労組の研究』労働法學研究所、一九六三年、二頁。
- (2) 地県評は、都道府県単位、地区労は市や郡単位に設置された労働組合の地域的な連合体。総評系や中立労連系の産別組織の地方組織や単組が加盟した。地県評・地区労の多くは、連合結成前後に解散したが、地区労センターや平和センターなどに衣替えて、連合として取り組めない課題を取り組んでいるところもある。また、少数であるが非連合組織を中心に組織を存続させているところもある。
- (3) 総評は中小企業労働者の組織化のために、組合員からの「カンパ」を財源として中小企業対策オルグ（中対オルグ）を設置した。これらのオルグは全国の地県評に派遣された。五九年時点で、二六三人の中央・地方オルグ団が配置されていた。
- (4) 兵頭淳史「日本の労働組合運動における組織化活動の史的展開」鈴木玲・早川征一郎編著『労働組合の組織拡大戦略』御茶の水書房、二〇〇六年、一九頁。田島忠一元全国一般委員長聞きとり（〇九年一月九日、一年一月二日）による。
- (5) 田島・前掲聞き取り。東京都『平成二〇年労働組合基礎調査』。
- (6) 以上、田島・前掲聞き取り。
- (7) サントリーや服部セイコー、エイデン、ダイフクなど（田島・前掲聞き取り）。
- (8) 浜村彰「合同労組からコミュニティ・ユニオンへ」浜村ほか編『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局、二〇〇三年、二四頁。
- (9) たとえば、『全国一般労働組合東京南部』（旧総評全国一般東京地本南部支部）では、八四年に「労働相談センター」を設置し、地域の未組織労働者を対象に、労働生活相談に積極的に取り組んだ（高須裕彦「現代日本の中小企業における労働運動——対抗的労働運動の到達点と対案戦略運動の可能性——全国一般労働組合東京南部支部・A分会の事例研究」埼玉大学大学院経済学研究所修士論文、一九九五年）。
- (10) 小畑精武「コミュニティ・ユニオン運動の到達点と課題」コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク編『ユニオン・にんげん・ネットワーク・コミュニティ・ユニオン宣言PART2』第一書林、一九九三年。小畑精武「コミュニティ・ユニオン運動の到達点と課題」（上・下）『労働法律旬報』一五六〇号、一五六二号（二〇〇三年）。
- (11) 鈴木玲「ナショナルセンターの組織拡大政策の歴史」鈴木玲・早川征一郎編、前掲書、四七頁～五一頁。
- (12) 「コミュニティ・ユニオン宣言」第一書林、一九八八年、を編集・執筆したコミュニティ・ユニオン研究会（高木とユニオン関係者で構成）がこの呼称を使い始め、九〇年のコミュニティ・ユニオン全国ネットワークの成立をもって定着した（高木郁朗「コミュニティ・ユニオンの組織と活動」『社会政策学会誌』第三号、二〇〇〇年、五五頁、六九頁）。
- (13) コミュニティ・ユニオン研究会編、前掲書（一九九三年）。小畑・前掲論文（二〇〇三年）。
- (14) コミュニティ・ユニオン研究会編、前掲書、二二六頁。全国ネットワーク編、前掲書、二四六頁～二四七頁。
- (15) 岡本哲文全国ネットワーク事務局長聞き取り（二〇一〇年二月一日）。
- (16) コミュニティ・ユニオン研究会編、前掲書。全国ネットワーク編、前掲書。高木、前掲書。長峰登記夫「コミュニティ・ユニオン運動の二〇年」浜村彰ほか編、前掲書。福井祐介「コミュニティ・ユニオンの取り組みから——NPO型労働組合の可能性」『社会政策学会誌』九号（二〇〇三年）。
- (17) 長峰、前掲書、五〇～五二頁。全国ネットワーク編、前掲書。神戸ワーカーズユニオン「ワーカーズ」二四五号、〇九年八月一七日、一四頁。フェアレイバー研究教育センター主催の公開研究会での小西純一郎武庫川ユニオン書記長報告資料（〇八年三月一日。連合ウェブサイト（<http://www.jlrc-rengo.or.jp/roundou/koyou/hisei/roundou/part/jirei/oodate.html>））。
- (18) 全国ネット「CUN」通算二四号（〇六年八月）一四頁。東京都、前掲調査。長峰、前掲書、五〇頁～五一頁。
- (19) 長峰、前掲書、五一頁。全国ネット編、前掲書。

(20) 全国ネットの前掲機関紙一四頁。個別ユニオンの組合員数や財政状況の詳細を明らかにすることが、個別使用者との関係で問題となった場合があり、近年は組織外への公開をしないことを前提に調査を行っている(岡本哲文全国ネット事務局長)。

(21) 筆者の参与観察と加瀬純二下町ユニオン事務局長・江東ユニオン事務局長聞き取り(○九年五月二日)、飯田勝泰下町ユニオン運営委員、東京労働安全センター事務局長聞き取り(○九年二月一七日、五月二日)。

(22) 二〇〇九年五月二日時点での加瀬の推定数字。○九年八月三十一日現在。ふれあい江東ユニオン「第二回定期総会議案書」(二〇〇九年一月八日)五頁。

(23) 同様に、労働相談活動を積極的に推進しなかった従来の地域合同労組は、企業別組合の連合体的な性格を強め、組合員数を減らし、縮小停滞している。

(24) 東京都、前掲調査。

(25) 鳥井一平「全統一外国人労働者分会の歩みと現状」駒井洋監修・編著『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』講座グローバル化する日本と移民問題第二期第五巻、明石書店(二〇〇四年)。

(26) 小川浩一「日本における外国人労働者の組織化——神奈川シテイユニオンのケーススタディを通して(上・下)」『労働法律旬報』一四八二号、一四八三号(二〇〇〇年)、小川浩一「外国人労働組合の可能性」駒井洋監修、前掲書、ウラノ・エジソン・ヨシアキ「在日ラテンアメリカ人労働者の組織化の可能性：神奈川シテイユニオンの取組み」『労働法律旬報』一六五〇号(二〇〇七年)を参照。

(27) 詳しい活動内容はTakasu, Hirohiko "Labor Disputes and Organizing among Foreign Workers in NUGW Tokyo South," BULLETIN, Center for Transnational Labor Studies, No.8, Nov.2003 参照。

(28) 当時の取り組みは外国人労働者権利白書編集委員会「外国人労働者権利白書：働く仲間・外国人労働者」(一九九五年)参照。

(29) 岡本雅享「移住者の権利を守るネットワーク運動の軌跡と課題」駒井

洋監修、前掲書。

(30) 酒井和子元東京ユニオン委員長・均等アクション21事務局(○九年五月六日)聞き取り。

(31) 柚木康子全石油昭和シエル労働組合・均等アクション21事務局(○九年五月六日)聞き取り。

(32) 当時の労基法改悪NO! 共同アピール運動については高須裕彦「労働基準法改悪阻止! 私たちの闘い」『季刊・労働者の権利』二二五号(一九九八年)を参照。また、九七年から九八年の『労働情報』(協同センター)の各号に取り組みの様子が詳細に報告されている。

(33) 以上は、東京都、前掲調査。

(34) 「第二回定期大会一般活動報告——連合の活動と記録 連合一二年間の歩み」(一九九一年)五四頁。

(35) 高橋均前連合副事務局長・中央労福協事務局長(○八年二月一日、○九年四月二日)聞き取り、龍井葉二連合非正規労働センター総合局長(○九年四月一七日)聞き取り。

(36) 高橋・前掲聞き取り、大塚敏夫連合総合組織局長(○九年二月二五日、三月三日)聞き取り。

(37) 高橋・前掲聞き取り。

(38) 高橋・前掲聞き取りによると「連合の組織委員長をやっていたゼンセン同盟の高木剛会長が強硬に反対していたが、二年限定、OB配置」で説得した」といふ。

(39) 「組合づくり・第四次アクションプラン21」(二〇〇七・二〇〇九組織拡大実績)報告について「一般活動報告書別冊」(二〇〇九年)九二頁。

(40) 高橋・前掲聞き取りによれば、地協強化方針がすんなり決まったわけではなく、「地県評・地区労の再来か」と一部産別組合から反対意見が出たが、議論してまとめたという。

(41) 高橋・前掲聞き取り、大塚・前掲聞き取り。

(42) 高橋・前掲聞き取り、大塚・前掲聞き取り。

(43) 坂本真一連合大阪・大阪市地域協議会事務局長(○九年二月一三日)

聞き取り。坂本は自治労大阪府職出身である。

- (44) 『連合運動を支える財政基盤確立に向けた組織討議のために』(参考資料) (二〇〇八年)。「第一回定期大会議案書」(二〇〇九年) 三二頁から三三頁。現行会費は一般会費五〇円、九五年一月以来、据え置かれている。さらに、連帯活動費五円、地方交付会費三〇円も集めているので、実際の会費総額は八五円である。連合発足時の一般会費は三〇円であった。
- (45) 連合のウェブサイト「非正規労働センターとは」(<http://www.jitacngo.or.jp/roudou/kyouyuu/hisetsuroudou/about.html>)
- (46) 龍井・前掲聞き取り。
- (47) 連合大会での組織拡大実績報告などによる。以下は〇九年九月末時点のデータ。
- (48) 本項は志水輝美連合福岡ユニオン書記長からの聞き取り(二〇年二月一七日)と資料提供による。
- (49) 『第一回定期大会議案書』(〇九年一〇月二五日)によれば、〇九年度は一二七人加入し、一九二人脱退、〇九年八月三一日現在の組合員数は三五四人となっている。
- (50) 本章は寺間誠治全労連組織局長(〇九年二月七日、一〇年一月一五日)聞き取りと資料提供による。
- (51) 全労連第三三回定期大会第二号議案『組織拡大推進費』の新設について。
- (52) 〇九年一月から七月の間に四五都道府県、二四〇カ所以上。「第二四回臨時大会議案書」二二頁。
- (53) この数字だけ〇八年六月末現在。
- (54) 以上のデータは全労連組織局集計。
- (55) 全労連総合組織局『ローカルユニオン全国交流会集問題提起(案)』(二〇年一月) 四頁。
- (56) 以上、手島繁一「地域を職場とする労働者」のための組織化の経験」労働問題実践シリーズ編集委員会『労働組合を創る』大月書店、一九九〇年、一五〇頁―一五三頁。
- (57) 浅見和彦「戦後日本の組合組織化運動とその論点——ローカルユニオンの歴史的な文脈」『月刊全労連』二一九号、〇七年一〇月号。
- (58) 『全労連第二〇回定期大会議案書』一八頁。
- (59) たとえば、生熊茂実「職場に団結体をつくるチャンス! 歴史生かし産業別結集へ…金属労働運動の復権その一…組織論についての貢献」(JMIUの経験から)『金属労働研究』(二〇〇号、二〇〇九年八月号)。浅見・前掲論文は、「加盟単産への『あきらめ』が進んで、「地域」(ローカルセンターとローカルユニオン)への期待と傾斜がみられ、他方、加盟単産にダイナミックな運動がみられない」と指摘している。
- (60) この数字は誤りで、実際は後述するとおり約三〇〇人である。
- (61) 本項は屋代眞新宿区労連事務局長兼新宿一般書記長と保科博一新宿一般労働相談室長からの聞き取り(二〇年一月三日)と提供いただいた資料「新宿一般ウェブサイト (<http://shinjuku-union.org/>)」をもとに記述した。資料・屋代眞『東京地評「地域ユニオン交流会集会」新宿一般労組特別報告』(二〇〇九年)、「新宿一般労組第一〇回定期大会議案書」(二〇〇九年)、「新宿区労連第二一回大会議案書」(二〇〇九年)。
- (62) 本項は愛労連ローカルユニオン執行委員長の黒島英和(〇九年二月一六日)聞き取りと提供いただいた資料をもとに記述した。資料・『愛労連LUニュース』一号―四号、愛労連ローカルユニオン定期大会資料(第六回―第八回)。愛労連労働相談センター作成労働相談集計表。
- (63) 本項は菊池光男東京地評組織局長への聞き取り(〇九年六月二二日、一〇年二月一〇日)、CU東京のパンフレット、CU東京のウェブサイト <http://www.cutojkyo.jp/> による。
- (64) 河添誠青年ユニオン書記長への聞き取り(〇九年三月九日)。上部組織は全労連、自治労連。正式名称は「東京公務公共一般労働組合青年一般支部」である。
- (65) 週刊金曜日編「編集長インタビュー 清水直子さん 好きなことをやるから力が出せる」『週刊金曜日』七四二号(二〇〇九年)、木下武男ほか「今、なぜ『若者労働運動』なのか」『世界』七六五号(〇七年五月号)、橋

口昌治ほか「生存の問題を街頭に出そう生きろ！ 勝手に踊れ」『週刊金曜日』六九八号（二〇〇八年）。

(66) 週刊金曜日編「編集長インタビュー 伊藤みどりさん 怒りを力に転換する」『週刊金曜日』七二二号（二〇〇八年）。

(67) 以上は、一橋大学フェアレイバー研究教育センター主催の第八回労働ビッグバン研究会（〇八年五月一七日）での伊藤みどり・働く女性の全国センター代表の報告資料ならびに報告内容による。

(68) 労協協の構成団体は、地域によって少し異なるが、地方連合や連合系の産別組合の地方組織、労働金庫や全労済の地方組織、生協などによって構成されている。地域によっては非連合系の組合が加入している場合もある。

(69) 以上は、湯浅誠『反貧困——「すべり台」社会からの脱出』岩波新書、二〇〇八年、湯浅誠「労働運動と社会保障運動が再び手をつなぐときがやってきた——貧困の現状と反貧困運動」『労働法律旬報』一六九六号（二〇〇九年）、河添誠青年ユニオン書記長（〇九年三月九日）聞き取り、小島茂連合総合政策局長（〇九年四月六日）聞き取り、伊藤圭一全労連調査局長（〇九年四月一五日）聞き取り、遠藤・前掲聞き取り、飯田・前掲聞き取りによる。

(70) 宇都宮健児ほか編『派遣村——何が問われているのか』岩波書店、二〇〇九年、五二～五三頁、年越し派遣村実行委員会『派遣村…国を動かした六日間』毎日新聞社、二〇〇九年、二〇四頁。

(71) 一〇年三月五日付で辞任。

(72) 〇九年二月二四日厚生労働省社会・援護局地域福祉課報道発表。